二　大谷山荘

期間	平成二十八年十二月十五日から平成二十八年十二月十六日まで
対象外国公館等の所在地	山口県長門市
対象外国公館等の敷地	山口県長門市
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十四度十九分四十五秒、東経百三十一度十分三十四秒の点 二　北緯三十四度十九分三十九秒、東経百三十一度十分四十六秒の点 三　北緯三十四度十九分二十七秒、東経百三十一度十分四十五秒の点 四　北緯三十四度十九分二十二秒、東経百三十一度十分三十四秒の点 五　北緯三十四度十九分二十三秒、東経百三十一度十分二十秒の点 六　北緯三十四度十九分三十三秒、東経百三十一度十分十二秒の点 七　北緯三十四度十九分四十一秒、東経百三十一度十分十六秒の点 八　北緯三十四度十九分四十六秒、東経百三十一度十分二十三秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

三　講道館

期間	平成二十八年十二月十六日
対象外国公館等の所在地	東京都文京区
対象外国公館等の敷地	東京都文京区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	春日一丁目一番及び十四番から十六番まで、本郷一丁目二十九番から三十五番まで、本郷四丁目九番、十番及び十二番から二十四番まで、小石川一丁目一番から六番まで並びに小石川二丁目一番から四番まで及び二十二番
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○財務省告示第三百六十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

平成二十八年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

年〇・七パーセント

○農林水産省告示第二千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市姿甲一七一六の一、甲一七一七、甲一七一八、甲一七三四の二、甲二四四八、甲二四四九、甲二四五八の五三、甲二八一四の一、甲二八一四の三、甲二八一四の四、甲二八一八の二、甲二八一九から甲二八二二まで、甲二八三三、甲二八四一の一、甲二八四一の二、甲二八四二、甲二八六六の一、甲二八六七の一、甲二八六八、甲二八七〇、甲二八七二の一、甲二八七二の三、甲三一四五の一、甲三一五五、甲三一七二の一、甲三一七三の一から甲三一七三の三まで、甲三一七四、甲三一七五、甲三一七七、字小四郎山甲一九二七、字山田甲一九二八、甲一九二九、甲一九四八、甲一九六七、字一ノ沢甲二四八二、甲二四八四、甲二四八五、甲二四九二の一から甲二四九二の三まで、甲二五〇三から甲二五〇六まで、甲二五〇七の一、甲二五一四、甲二五一四の子、甲二五三〇、甲二五三一、甲二五三四の一から甲二五三四の二まで、甲二五三六、甲二五三八の一、甲二五三八の二、甲二五四〇の一、甲二五四〇の二、甲二五四二、字大峯甲二五四九の一、甲二五五〇の一、甲二五五三の一から甲二五五三の七まで、甲二五六六の四の二、甲二五六六の六の二、甲二五六六の五から甲二五六六の七まで、甲二五六六の午、甲二六一〇から甲二六一二まで、甲二六三三の一、甲二六三三の三、甲二六三八から甲二六四三まで、甲二六四七、甲二六四七の一、甲二六四七の丑、甲二六四八、甲二六五〇から甲二六五二まで、甲二六五七、甲二六五九の一、甲二六五九の二、甲二六五九の子、甲二六六〇から甲二六六四まで、甲二六六五の一、甲二六六五の二、甲二六六五の子、甲二六六六の一から甲二六六六の三まで、甲二六六六の寅、甲二六六九、甲二六七一、甲二六七一の一から甲二六七一の三まで、甲二六七一の子、字頭無甲二六七八、甲二六七九の一、甲二六八七の一、甲二六八八の一、甲二六八八の二、甲二六八九、甲二六九〇の二、甲二七三三、甲二七三四、甲二七三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市与板町本与板字荻岩井六五九、七七一、七七三から七七五まで、乙七七五、七七九の一、七八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市樺沢乙八一九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備